

大分県立看護科学大学大学院既修得単位認定規程

平成18年 4月 1日
規程第 63 号

(趣旨)

第1条 大分県立看護科学大学大学院学則第20条及び大分県立看護科学大学大学院履修規程第12条に定める単位の認定に関しては、この規程の定めるところによる。

(認定)

第2条 単位の認定は、研究科委員会の議を経て学長が行う。

(範囲)

第3条 前条により認定した単位は、修了に必要な単位に含めるものとする。

(申請)

第4条 単位の認定を受けようとする者は、本大学院所定の申請書に既修得単位に係る成績証明書等を添えて、入学年次の4月末日までに学長に申請しなければならない。

(評語)

第5条 第2条の規定により単位を認定した科目にはRの評語を用いる。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。